

## 埼玉県県民活動総合センター利用区分適用判断基準

インターネットで利用者マイページから施設を予約する際、情報入力画面で、利用目的と料金区分を選択いただきます。

それぞれ、下記の基準を参考に入力いただくようお願いいたします。

### 1 利用目的

目的となる活動	利用内容の例
ボランティア活動	自発性に基づく公益的な活動 (ボランティア団体、市民活動団体、NPOの活動 等)
社会福祉活動	障害者、高齢者、児童等の福祉の推進を図る活動 (社会福祉に関する研修会 等)
社会教育活動	主に青少年や成人に対する学校教育以外の教育活動 (社会教育関係団体の指導者養成講習 等)
女性活動	男女共同参画社会の実現に向けた活動 (女性のキャリア形成、子育てに関する学習・交流 等)
青少年活動	青少年の健全な育成を図る活動 (青少年団体の活動、青少年のスポーツ活動 等)
高齢者活動	高齢者の生活を健康で豊かなものにするための活動 (高齢者が主体となる活動、社会参加促進の活動 等)
生涯学習活動	生活の向上、自己の充実等を目指した自発的意思による学習 (スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動等を含む。)
一般利用	・企業等事業者による経済活動、その促進のための活動 (企業の社内会議、業界団体の講習会、教育事業者が行う学習会 等) ・政治的活動 ・宗教的活動

### 2 料金区分

- (1) 目的：ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、女性活動、青少年活動、高齢者活動、生涯学習活動に該当する活動の料金
- (2) 一般：目的料金に該当する活動以外の活動の料金

#### (注) 料金区分の選択について

ご利用目的に適さない料金区分を選択されている場合は、金額を訂正させていただきますので、ご了承ください。